

秋田県知事選挙

ふるさとの針路を決める 知事選挙

～投票日は4月15日です～

秋田県知事選挙が四月十五日に行われます。今回の選挙は、今後の県政を方向づける大切な選挙です。候補者をよく知り、あなたの清き一票を棄権することなく投票しましょう。

投票できる方

選挙人名簿に登録されていることが投票できる第一条件です。昭和五十六年四月十六日以前に生まれた方で、十三年三月二十八日現在で、引き続き三カ月以上町の住民基本台帳に登録されている方(町に転入した方は、十二年十二月二十八日以前に届出を済ませた方)が選挙人名簿に登録され、投票できます。

また、学生など実際に二ツ井町に住んでいない方も投票できません。また、町から県内の市町村に住所を移した方(一回の移転に限る)については、転出先の市町村から「引き続き住所を有することの証明書」をもらい、この証明書を提示して投票することになります。

投票所に行けない方は不在者投票を

投票当日、仕事や病氣、旅行やレジャーなどのため投票所へ行くことのできない方は、不在者投票ができます。



自らの判断で正しい一票を投じましょう

不在者投票ができるのは、三月二十九日の告示日から投票日前日の四月十四日までです。時間は午前八時三十分から午後八時まで、選挙管理委員会(伝承ホール内)で投票できます。なお、選挙当日投票できない理由をお伺いしますので、簡単に答えてください。

また、県選挙管理委員会が指定した、病院、老人ホームなどの施設に入院、入所している場合は、その施設で投票することができ、その施設に長に請求依頼してください。

代理投票

手にケガをして書けないときなどは、投票所で係員に申し出ていただけます。投票の秘密は守られますので安心して申し出てください。

開票

開票は当日の午後八時四十五分から伝承ホールで行います。

入場券の配布

投票所への入場券は、四月三日頃までに世帯ごとに配布する予定です。お手元に届かない場合は、選挙管理委員会にお確かめください。

また、入場券を紛失しても投票できますので、投票当日、投票所の係員に申し出てください。

身体の不自由な方は郵便投票を

身体に重度の障害がある方は、現在いる場所から郵便による不在者投票ができます。あらかじめ「郵便投票証明書」を選挙管理委員会から受け、その証明書を添えて投票用紙を請求することになります。請求は、投票日前四日の四月十一日午後五時までです。期日を過ぎてからは請求できませんのでご注意ください。

投票時間

四月十五日の投票日の投票時間は、午前七時から午後八時までです。

家電リサイクル法スタート

エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機を捨てる場合は小売店などへ

これまで、家電製品を処分する時、清掃センターへの持ち込みや小売業者の引き取りという形で回収・処分していましたが、家電リサイクル法の施行により消費者は小売店や宅配業者(未定)などへ引き渡すこととなります。この家電製品は小売業者などが製造業者に引き渡し新しい原材料や熱源としてリサイクルするという流れです。

- リサイクル費用(消費税別)
- ・エアコン 3,500円
 - ・テレビ 2,700円
 - ・冷蔵庫 4,600円
 - ・洗濯機 2,400円

上記のそれぞれの金額に収集運搬料(未定)が加算されます
 ※広報かれんだー3月号でテレビのリサイクル料金が2,200円となっていました。正しくは2,700円の誤りです訂正お詫びします

問い合わせ先
 生活環境課環境係(庁舎1階③番窓口)
 ☎73-5501

収集対象となる4品目

	○対象	×対象外	上記以外の付属品等の取り扱い
エアコン	冷暖房用エアコン 除湿機 除湿機用フィルター 冷暖房用エアコン 除湿機用フィルター	業務用エアコン 業務用除湿機	【対象】 ①ワイヤレスリモコン(ただし電池は除くこと) ②リモコンの電池パック ③リモコンの充電器 ④リモコンの充電ケーブル ⑤リモコンの充電ケーブル ⑥リモコンの充電ケーブル ⑦リモコンの充電ケーブル
テレビ	ブラウン管テレビ 液晶テレビ 有機ELテレビ LEDテレビ	業務用テレビ 業務用モニター 業務用ディスプレイ	【対象】 ①ワイヤレスリモコン(ただし電池は除くこと) ②リモコンの電池パック ③リモコンの充電器 ④リモコンの充電ケーブル ⑤リモコンの充電ケーブル ⑥リモコンの充電ケーブル ⑦リモコンの充電ケーブル
冷蔵庫	冷蔵庫 冷凍冷蔵庫 冷凍冷蔵庫 冷凍冷蔵庫	業務用冷蔵庫 業務用冷凍冷蔵庫	【対象】 ①冷蔵庫の付属品 ②冷蔵庫の付属品 ③冷蔵庫の付属品 ④冷蔵庫の付属品
洗濯機	洗濯機 乾燥機 洗濯乾燥機	業務用洗濯機 業務用乾燥機	【対象】 ①洗濯機の付属品 ②洗濯機の付属品 ③洗濯機の付属品 ④洗濯機の付属品

報告と今後の対応について

二ツ井町藤里町衛生一部事務組合最終処分場(矢坂)、大沢ごみ処理場の地下水から環境基準を超えるダイオキシンが検出されました。町では、地下水に適用される基準の確認や関係機関の問い合わせなどを行い、対応しましたが、これらの作業に一定の時間を要し、結果として報告が遅くなりました。今後の対応に万全を期して参ります。

清掃センター 地下水のダイオキシン検出 大沢ごみ処理場

- これまでの経緯
- ・十二月十一日 検体の採取
 - ・一月三十一日 検査報告(ダイオキシン検査には二カ月程度の期間を要する)
 - ・一月三十一日以降検査を行った民間専門機関への結果の確認及び保健所への照会
 - ・二月二十三日 県担当課との協議・グミの木地区への説明
- 今後の対応
- ・三月十二日 一次測定として行った地形地質・水質分析の解析により、グミの木及び竹原地区の飲用水はそれぞれの処理場の水脈とは一致しがたいとの検査結果が出ました。
 - ・しかし、清掃センターに近いグミの木地区の方々は、二次判定のダイオキシン検査結果が出て、安全が確認できる五月ころまで飲用水の供給を続けます。
 - ・なお、竹原地区の方々は使用している水の水源が大沢ごみ処理場から一・五と遠く、水源が一致しないため安全です。



グミの木地区の方々へ飲用水の給水を行っている